



カタログポケット QRコード



このアイコンを 探してね

## 台風15号により被害に遭われた皆さまへ

先の台風15号により、被害に遭われた皆さまに対して、心よりお見舞いを申し上げます。また、道路の寸断、停電、断水等により、市民の皆さまにご不便、ご迷惑をおかけしましたことに対し、お詫び申し上げます。

しかし、このような中においても落ち着いて、冷静に対処していただきました市民の皆さま、自らも被災しているにも関わらず、安否確認や被災者等に対する物資の配布、行政と地域を繋ぐ役割を担った区長をはじめとした区役員や消防団の皆さま、各種団体の皆さまにさまざまなご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げる次第でございます。

既に災害発生初期の緊急的な対応から、被害の詳細調査とその支援策に移行しているところでございます。今後も千葉県等と連携しつつ、被災者に対する速やかな支援に努力してまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解をいただきますようお願いいたします。

八街市長 北村 新司

## 台風15号による被災者支援制度をお知らせします

市などで台風15号により被害に遭われた方々に対して、次のような支援措置や制度などがありますので、お知らせします。また、本表以外の支援制度などについては、その都度お知らせします。各種制度の詳細については、各担当課などにお問い合わせください。

制度の名称	適用条件	り災証明要件	問い合わせ先
り災証明書の発行	住宅等の被害が発生した場合	-	
市税の申告、申請、請求および納付等に関する期限の延長	災害その他やむを得ない理由により申告等の期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合	必要	課税課 ☎443-1116
固定資産税の減免	災害または天候の不順により、著しく固定資産の価値が減少した場合	住家は半壊以上	
市税等の徴収猶予(市税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税)	災害等により財産に被害を受け、一時に市税の納付が困難な状況と認められる場合	必要	納税課 ☎443-1115
国民健康保険税の減免	・住宅または家財に損害を受けた方で、居住に係る住宅または家財の損害金額がその住宅または家財の価格の3/10以上の場合 ・農作物に被害を受けた方で、農作物の減収による損失額が、平年における当該農作物による収入額の3/10以上の場合	全壊・大規模半壊・半壊(半壊の場合は損害割合による)	
国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき ・事業若しくは業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき	全壊・半壊(半壊の場合は損害割合による)	国保年金課 ☎443-1139
国民年金保険料の免除	災害で、住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金等の補充金額を除く)が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合	全壊(別途被害状況届が必要)	
後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	・火災、風水害、震災などにより被保険者等の所有する住宅、家財またはその他の財産について甚大な損害を受けた場合 ・災害による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が大きく減少した場合	全壊・大規模半壊・半壊	
介護保険料の減免・徴収猶予	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財またはその他の財産に著しい被害を受けた場合	全壊・半壊	高齢者福祉課 ☎443-1491
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例	災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合(災害を受けた年の所得が限度額以上の場合、既に支給された手当を返還していただきます) 災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合	必要 不要	障がい福祉課 ☎443-1649
保育料の減免	災害により著しく固定資産(住宅等)の価値が減少した場合	不要	
児童手当の特例	災害により著しく固定資産(住宅等)の価値が減少した場合	不要	
児童扶養手当の特例	災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね1/2以上の被害を受けた場合(災害を受けた年の所得が限度額以上の場合、既に支給された手当を返還していただきます) 災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合	必要 不要	子育て支援課 ☎443-1693
災害援護資金の貸付	いずれかの被害を受けた場合 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊または全壊・流出	必要 (人的被害は不要)	社会福祉課 ☎443-1622
千葉県農業(漁業)災害対策融資制度	農業・漁場用施設(簡易な施設を除く)が破損した場合	農政課で取りまとめ作成	農政課 ☎443-1402
被災中小企業・小規模事業者支援(セーフティネット資金4号)	災害救助法の適用市町村で1年以上継続して事業を行っており、台風15号の影響を受けた後、1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様な見込みの場合	不要	商工観光課 ☎443-1405
公営住宅の入居案内	現に住宅に困窮していることが明らかなる方 【市営住宅】被災(損壊)による新規受入れはありません。 【県営住宅】千葉県住宅課(☎223-3222)・千葉県住宅供給公社(☎222-9200)にお問い合わせください。	【県営住宅】必要(詳しくは、千葉県住宅課へお問い合わせください)	都市計画課 ☎443-1430
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害、盗難、その他の事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であると認められる受益者の方	必要	下水道課 ☎443-1440
下水道使用料の減免	天災その他の被害を受け、支払いが困難であると認められる場合	全壊・半壊	
水道料金等の減免・納入猶予	天災その他の被害を受け、支払いが困難であると認められた場合	不要	水道課 ☎443-0677
生活福祉資金制度による貸付	【緊急小口資金】低所得世帯に対しての生活費等を必要とする場合 【災害援護費】災害援護資金の対象にならない小規模の場合	必要	八街市社会福祉協議会 ☎443-0748

記号の見方

時

日

時

場

会

場

内

容

対

象

定

定

員

費

用

申

込

み

縮

め

切

り

持

ち

物

間

問

い

合

わ

せ

FAX

4

4

4

・

0

8

1

5